

ふくし TIME'S

<http://www.knsyk.jp>

福祉タイムズ 創刊700号 記念特集号



ともしび運動

3

2010 No. 700



〈写真・菊地信夫〉

できることは自分たちの力で

「子どもと一緒にいる時間が一番楽しいです」と話す国分行江さん。旦那さんは、特別支援学校の高校時代の同級生。アパートを借り、2人の子どもと4人での生活は5年目を迎える。

自立する前の1年間は、障害のある方がサポートを受けながら生活するグループホームを家族で利用していたが、「生活費を管理されず、工夫して家計をやり繰りするなど、お金の大切さは、家族だけで生活するようになり、初めて気づけたことだと思います」と生活からの学びを語る。

「自分が嫌いな食べ物を子どもが食べられた時、自分もがんばろうと思ったんです。ちょっとしたことから、子どもに教わることも多いです」子どもと一緒にいて、お互いの成長を感じる瞬間があるそうだ。

「障害があるからといって、子どもを育てられない、生活できないと思われたくないです。自分でも、できないことばかりを考えず、自分でできることはやっていきたい」と話しながら、長男の翔太君を抱える手からは、優しさと力強さを感じた。

CONTENTS

特集

- 利用者本位の仕組みの現状とこれからの課題
—社会福祉法制定から10年を迎え— …… 2
- 福祉人材確保定着・最前線 …… 6
- でかけてみませんか …… 7

連載

子どもたちがのびのびと育つために—最終回— …… 8

県社協のひろば

一人ひとりの「働く」を形に …… 10

かながわHOT情報

社会福祉法人常成福祉会とかわ
サポートセンター（秦野市） …… 12

利用者本位の仕組みの現状とこれからの課題

— 社会福祉法制定から10年を迎え —

福祉サービスが戦後50年続いた措置から契約へと、利用制度の転換がされ、社会福祉の基礎構造の改革となった社会福祉法制定から今年で10年を迎えます。それと併せ自己決定を支援する日常生活自立支援事業、サービスへの苦情解決事業、サービスの選択と質の向上へ第三者評価事業の創設等、利用者の権利擁護の仕組みが作られ、サービス提供者との権利関係の明確化が図られてきました。

今号は、本紙創刊700号を記念し、社会福祉法制定後10年を振り返りながら、利用者の状況の変化と今後の課題について考えようと、当事者、サービス事業所、社協、それぞれの立場の方をお招きし、座談会を開催しました。

一歩踏み出した利用者の主体性

太田 社会福祉法制定から十年が経過し、それぞれの立場からどう考えていますか。

福島 措置の時代は、行政側から支援内容は提示され、型にはめたサービスを利用者は受けざるを得ませんでした。契約が前提となる

出席者

- (特非)神奈川県障害者自立生活支援センター
事務局長 鈴木治郎さん
 - (福)麗寿会 特別養護老人ホームふれあいの泉
施設長 福島廣子さん
 - (福)綾瀬市社会福祉協議会
総務地域福祉班班長 石橋正道さん
- #### コーディネーター
- 神奈川県立保健福祉大学 社会福祉学科教授 太田貞司さん



福島廣子さん

と、利用者が意見を出すことができようになる、利用者職員との対等な関係が作られるようになりました。「対等」というのは、職員がケアをしてあげるといふ上下関係から、利用者への尊敬の念を持ち、人生の先輩から多くの学びを得るといふ視点を持ち関わることです。

さらに、利用する側が、サービスに対して苦情を言いやすい環境ができたこと、それに対して、第三者委員など施設で解決する仕組みができました。また、第三者評価受審により客観性を保てる仕組みは利用者にも有効となつています。一方で、認知症が進むにつれて、自分自身の声を出せない方の代弁者となるようケアの質の向上も求められ、職員の人材育成が課題と感じています。

石橋 同時期に介護保険制度も誕

生しました。綾瀬市社協でも介護保険事業所を開設し、私自身もケアマネジャーとして六年ほど関わりました。この十年で、サービスを「選択」して「利用する」という利用者の「視点」は進んできたと感じています。また、介護保険制度や障害者自立支援法等の誕生をきっかけに、制度の隙間にある人たちを地域でどう支えていくのか、住民自身が一番わかりやすい切口で理解しやすくなったと実感します。例えば、窓が開けられない、ゴミが捨てられないなど、細かなニーズを住民の方々がどこまで助け合って支援していけるのかということですね。

鈴木 障害分野も激動の十年でした。利用者主体という考え方が明確化されましたが、サービスの中身は本当にそうなのですか、検証が必要な時期だと思えます。入所施設から地域での「自立生活」への変化は、保護されてきた立場から、自分たちの生活を自己決定・自己選択していかうと、利用者自身が考えるきっかけとなりました。また、障害者運動に三十年程

関わってきていますが、「当事者性」という言葉が多く使われるようになったのも、利用者主体が言われるようになったからだと感じます。

太田 利用者が自分で生活を作る基盤づくりが進んできました。そうした中で、利用者の主体性を進めていくためにサービスの課題はどこにありますか。

鈴木 この十年で、サービス量の地域格差が大きくなりました。例えば、県内でもALS（筋萎縮性側索硬化症）で障害程度区分六の場合、サービス利用時間が月に百時間から千時間と、十倍以上の格差が生まれています。自分の生まれた場所で生活したい気持ちがあっても、サービスが整備されていない市町村に住まざるを得ない。限られたサービスを利用した地域での生活は、様々な側面から我慢する状況を生んでしまう。地域が「施設化」してしまっている現状と言えるのではないだろうか。

福島 事業者の立場から経営の課題を言うと、利用者が主体となつて選択できるサービスメニューの

充実化は、経営とのバランスが大事となります。経営ばかりに専念すると利用者主体が置いていかれ、その逆もあります。利用者の生きることへの支援は、これで良いという決まったものはなく、常に試行錯誤しています。

石橋 日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な認知症高齢者、障害者等が契約し、サービスの自己決定等をサポートするサービスですが、浪費抑制のための支援やお金を銀行から引き出し定期的に届けるだけのいわゆる「御用聞き」になっている現状は否めません。また、事業所が利用者のお金の管理ができないなどの理由から便利屋になっている気がします。利用者の「金銭管理」だけでなく「自立した生活を支援する」ことはどのようなことなのか、本人の立場で改めて考える必要があります。



石橋正道さん

さらに、この事業は契約能力があることが前提のため、能力が著しく低下した場合に、成年後見制度へ移行しなければいけません。制度をつなぐ仕組みがうまく機能していません。親族申し立てが困難な場合や、報酬を支払う能力のない低所得者への支援等、今後の課題も大きいと感じています。

求められる当事者のエンパワメント

利用者自身がサービスの使い方を知らない、あるいは障害をおった時、自分の障害理解も十分にできず、今後の生活が組み立てられないうちに地域で生活しなくてはならないという現状があります。二つに、自分の思いを伝えられる環境が整いつつありますが、自己主張が思うようにできない場合もあります。当事者と事業所の間に大きな意識の差があったり、当事者自身が自分の生き方、目的が見えていない場合もあります。当事者自身も自立生活を送るために力をつけなければいけません。自分のことを自分で決められる力、エンパワメントが必要となっています。

太田 サービスの量・質の課題、地域で生活を支える仕組みの課題は見えてきました。このような利用者主体への転換は当事者側にどう影響しているのでしょうか。

鈴木 内閣府「障がい者制度改革推進会議」の委員も半数が当事者団体から選出されているように、行政等の会議に多くの当事者が「参画」するようになり、声を直接伝える機会を得ています。

一方で、制度の変化の早さに当事者が対応できず、サービスを利用する際にトラブルが生じ、苦情が多くなっているという実態があります。理由として、一つに、利



石橋 介護や障害に関して相談できる場所が増えたことにより、ここ数年、当事者同士が協力する機会が少なくなってきたように感じます。当事者の会のメンバーの年齢が上がり、新しい人の加入がないことも課題ですが、あえて活動しなくても良い環境になってきているのではないのでしょうか。

鈴木 活動が衰退しているのは事実です。サービスがない時は、ボランティアなどに支えられてきましたが、現在は、サービスを利用することで、困らない程度に一人の生活を確立することができてしまい、声を上げる必要がなくなってしまう。そうしたことも、「当事者の会」が組織しにくくなっている要因の一つだと思います。

太田 家族会と施設の結びつきはどうなってきましたか。

福島 サービスが十分でなく、介護している家族同士が相談し合い、支え合う時代から、サービスや相談窓口が広がってきたことで、活動の変化が見られます。

例えば施設では、認知症ケアの場面で「看取った家族の会」の人

たちを、ボランティアとして受け入れて、利用者の日中の生活を支えてもらっています。関わり方のレベルは高く、ノウハウが蓄積されているだけでなく、利用者の情緒の安定にもつながっています。また、地域で家族会が活動をする際は、職員がその場所へ出向き、介護相談を受けながら関係を作るようにしています。

役割を作り出すこと、顔が見え、支え合う関係をどう作るか

太田 利用する側の課題や役割の変化も見えてきました。これから当事者や施設は、何をしていけば良いのでしょうか。

鈴木 当事者も地域で具体的な役割を得られ、活動をしていくことが必要だと感じます。例えば、災害時の訓練に、当事者が参加でき



鈴木治郎さん

る役割がありません。何らかの役割があることは、参画のきっかけとなり、地域の人と顔の見える関係を作ることができると思います。

国連の権利条約では「みんなちがってみんな一緒」という言葉があります。日本の人口を百人単位で考えると、六人の障害者がいると言われています。この六人をどのように地域で支えていくのか、考えていく必要があります。

福島 施設は地域と共に歩む関係を基礎に、暮らす人同士の顔の見える関係性を作っていく役割を、どう担うことができるのかが大切と考えています。

地域の民家を借りて、週に一度、利用者が日中を過ごしながら、そこにボランティア、民生委員、地域に暮らす認知症の方との交流の機会を作っています。施設ではない空間でのひとときは、利用者が積極的に思い出話をされるなど変化も見られます。

また、施設の入口スペースを無償提供し、精神障害のある方の喫茶店が始まりました。そこでは、利用者や喫茶を利用する地域の

二〇〇〇年～二〇一〇年 福祉の主な動き
(○国の動き、◇県の動き、★本会の動き)

2004年 (平成16年)	2003年 (平成15年)	2002年 (平成14年)	2001年 (平成13年)	2000年 (平成12年)
○厚労省「精神保健福祉対策本部」が「改革ビジョン」策定▽「発達障害者支援法」成立▽「社会福祉法人制度の見直しについて」発表 ◇県「かながわ障害者計画」発表▽「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」発定 ★痴呆性グループホーム外部評価機関に選定▽「福祉サービス第三者評価機関かながわ」が第三者評価機関に認証	○「障害者支援費制度」開始▽「障害者基本計画」発表▽厚労省高齢者介護研究会「2015年の高齢者介護」報告書発表▽「次世代育成促進法」施行 ★「第三者評価に関する集会」開催	○「ホームレスの自立支援法」施行 ★本会組織再編▽「第三者評価事業仕組み検討委員会」、第三者評価のあり方に関する基本指針発表	○「DV防止法」施行 ★本会設立50周年▽「新神奈川県社会福祉協議会活動推進計画」ひらく 地域福祉の「新時代」スタート▽改定地域福祉プラン21かながわ指針	○「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する法律」(社会福祉法)・「児童虐待防止法」施行・「介護保険制度」(成年後見制度)開始▽「社会的な支援を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書発表 ★福祉サービス運営適正化委員会設置

方、学校帰りの小学生など、さまざまな方との関わりが生まれています。

太田 社会福祉法第四条に、利用者は「地域社会を構成する一員」とあります。一人ひとりへの役割を作り出していくことが必要ですね。今後十年、どのような視点で取り組みを進めていく必要がありますか。

福島 十年後を見据えて、施設側から「意図的」に地域に溶け込む努力をしなければいけません。高齢化率四二%の小地域もあり、自らが相談に来ることができない人たちも多くいます。こちらから出向き、地域のお茶会の中で講座や相談会を開催しています。施設が地域から孤立せず、ボランティアや行政、社協等に支えられるだけでなく、お互いが関係性を持ちながら、相互に支援し合う「地域力」を高めることが必要です。

石橋 「自分らしさ」と「個性」を、どう支援していくかがポイントになると感じます。例えば、重度の認知症の方や、その家族をどう支えるのか。介護者も高齢で、

支えていくのには限界が近くなっている時、地域で支える仕組みや人材育成がどのくらいできるか。

また、市民後見人の取り組みが県内で始まり、地域に暮らす人が権利擁護事業に参加できるようになりました。今まではなじみの薄い分野でしたが、もっと社会に理解が広がれば、お互いが支え合う関係づくりも進んでいくように感じます。住民の力を引き出すために、社協がもっと力をつけなければいけないと感じます。

鈴木 利用者本位となり、権利として福祉が考えられるようになりました。しかし、地域を基盤に生活していくためには、制度が縦割りであり、どうしてもサービスがぶつ切りになってしまっています。また、地域での生活が自立生活になるということが、まだまだ社会から理解されていないこともあります。国連の障害者権利条約で、手話は言語であるという文化が出てきました。地域社会の中で多様性を認める文化を作り、役割を作り出すことはこれからの取り組みとして大切なのではないのでしょうか。

太田 その人らしい生活を支える視点に立つ必要を改めて感じます。地域社会で顔の見える関係づくりをいかに進めていくのか。当事者が役割を持てる、果たせるような支援が必要で、社会に参画する機会を作っていく。一人ひとりが何か目標をもてるような支援が広がっていくために、社協、事業所、当事者、行政が協働し、仕組みと財源を社会の合意を重ねながらつくる努力していくことが求められています。行政側はその仕組みと財源をどのように作るのか期待もしたいと思っています。

「地域社会で役割を担う、作っていく社会」を各々が共通な視点を持ち、これから十年、取り組みが進んでいけばと思います。本日はありがとうございます。



太田真司さん

2010年 (平成22年)	2009年 (平成21年)	2008年 (平成20年)	2007年 (平成19年)	2006年 (平成18年)	2005年 (平成17年)
○厚労省、「子ども、子育てビジョン」策定▽内閣府、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」策定	○「改正育児・介護休業法」成立▽生活福祉資金貸付事業が総合支援資金や臨時特例つなぎ資金の創設など大幅に改正▽青少年総合対策推進法案」を閣議決定▽厚労省、法務省、刑務所出所者等の地域生活定着支援に係る新規事業創設	★「かながわ権利擁護相談センター」十周年	○「子どもと家族を応援する日本」重点戦略まとまる ◇県、「子ども・子育て支援推進条例」施行▽「障害福祉計画」策定 ★「福祉サービス利用者意向調査キック」提供開始	◇県、「かながわ高齢者保健福祉計画」策定 ★「神奈川県社会福祉協議会活動推進計画」スタート▽ともしび運動30周年	○新エンゼルプラン策定 ◇県、「神奈川県地域福祉支援計画」発表



人の痛みと向き合う仕事ー普通で当たり前前の生活をともに

福祉人材センターでは、福祉・介護分野の仕事に関心のある方が、仕事として具体的なイメージを持ち、円滑に就労へ結びつくことができるようにと、今年度、三日間の「福祉・介護の職場体験事業」(以下、職場体験)を新規事業として取り組んでいます。二月末現在まで、三十名の申込を受け実施しました。

今号は体験受入施設の一つ、横須賀市の障害者支援施設「シャローム浦上台」(以下、「施設」)施設長の宇都宮明子さんにお話を伺いました。

○普通で当たり前前の生活

「障害があるからといって、施設の玄関や門に鍵を付けるなんて考えられません。その方の思いに沿った最も良い形での支援を心掛けて欲しい、と体験者には伝えました」と宇都宮さんは言います。施設の入所者平均年齢は五十五歳。全入所者五十一名のうち車い

す利用者は十八名とのことで、障害者施設に初めて来た体験者の中には、入所者が自由に各階を行き来し外出する日常生活の様子に驚き、「車いすの人が玄関から出て行きましたよ」と心配して言われることがあったそうです。

○体験プログラムを通して

施設で働いた経験がなく、見学もしたこともない人の場合には、「デイサービスから始めてもらうようにしています」とのこと。

それは、利用者と関わりが作りやすい機会としてレクリエーションの場面が良いだろうという、体験者への配慮からだと言います。そして、デイサービスのレクリエーションを行い、体験者の緊張感がほぐれたのを感じた後、入所

施設などでの体験にプログラムの内容を変えていきます。こういうプログラムを通じて、「施設は普通の生活の場であることを理解していただくよう努めた」そうです。

○これから福祉分野で働く人たちに

体験者には、色々な施設を見学し、体験してみることをお勧めしたそうですが、あわせて「職員は人の痛みがわかる人であって欲しい」と宇都宮さんは願っています。

続けて、「将来、福祉・介護の仕事に就いたとしたら、永く続けていただきたい。福祉の仕事は利用者と仲良くなれ、人間関係が築ける仕事なんですから」と語りました。



かながわ福祉人材センターでは、「福祉・介護の職場体験事業」について、受入人数を増やし、経営者部会や施設部会と協働しながら、来年度も取り組んでいく予定です。

(福祉人材無料職業紹介担当)

PORTSIDE for the best communication
35th Anniversary
All-round Communicate
株式会社ポートサイド印刷

営業品目
●企画・デザイン・文字情報処理・印刷・製本
●ポスター・パンフレット・販促チラシ・D.M.・製品カタログ・会社案内・定期刊行物・自費出版・カレンダー・各種ノベルティ
●データ処理・入力・データベース・ホームページ・クロスメディア活用 他

営業本部・工場
〒236-0002 横浜市金沢区鳥浜町16-2
Tel.045-776-2671(代) Fax.045-776-2678
http://www.portside.co.jp

神奈川県福祉研究会
(税務・会計の専門家グループ)

理事 伊藤 正孝 (☎045-412-2110)
同 桑江 郁男 (☎045-402-4433)
同 辻村 祥造 (☎045-311-5162)
同 西迫 一郎 (☎046-221-1328)
同 林 雄一郎 (☎0466-26-3351)

代表理事 八木 時雄 (☎042-773-9266)

一般家庭から大型ビルまで
最新のエレクトロ技術により
安心と安全を提供します。

京浜警備保障株式会社

代表取締役社長 **岡本 誠 一 郎**

本社 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内
☎(045)461-0101 代表 FAX (045)441-1527

はる き みち 大雄山線で行く
春木径・幸せ道桜まつり
(南足柄市)

あちこちで早咲きの花達が春の訪れを感じさせてくれる今日この頃。今回は、3月中旬から下旬にかけて見頃を迎える「春めき桜（足柄桜）」のお勧めスポットをご紹介します！さあ、大雄山線に乗って、桜を愛でにでかけてみませんか。

狩川兩岸に咲く春めき桜

「春めき桜」は、足柄地方で品種改良された早咲きの桜で、足柄桜として知られています。この桜スポットへは、大雄山線の和田河原駅から徒歩10分程で行くことができます。隣駅の富士フィルム駅からだと5分程で行けますが、この駅はホームに上がるのに数段の階段があるため、車いす利用の方はスロープが設置されている和田河原駅を散策起点にするのがお勧めです。

和田河原駅前付近は歩道がないため、行き交う車に注意が必要です。ひたすら直進して信号を3つ越えると、狩川に架かる神崎橋が見えてきます。この橋から上流側に架かる大泉河原橋までの兩岸、距離にして約700メートルの土手沿いに春めき桜が咲き誇ります。

兩岸はそれぞれ「春木径」、「幸せ道」と名付けられており、桜や菜の花が咲き乱れる土手沿いの散策を楽しむことができます。兩岸のうち、上流から下流に向かって右手側の春木径の方は、富士フィルムの創設者である春木さんを偲んで名付けられ、享年の数と同じ101本の春めき桜が植栽されています。春木径は舗装され



菜の花と春めき桜のコントラストが綺麗

今月は ⇒ NPO法人神奈川県障害者
自立生活支援センター がお伝えします！

通称KILC（キルク）。1997年4月設立。障害者の自立生活を目指してピアカウンセリング（障害者による相談事業）や各種情報提供、障害者施策の研究・提言など障害当事者の目線で共生社会の実現を目指した活動を展開。現在、厚木・平塚2ヶ所を拠点に活動中。

〈連絡先〉〔法人本部〕厚木市愛甲953-2
TEL. 046-247-7503 FAX. 046-247-7508
URL) <http://www.kilc.org> E-mail) info@kilc.org

ていない土や砂利の道になっているため、車いすで散策するにはきれいに舗装されている対岸側の幸せ道がお勧めです。こちら側には70本の春めき桜が植栽されているので、兩岸合わせて171本の桜を楽しめます。

桜まつりの開催

春木径・幸せ道桜まつりは、3月13日（土）～22日（月・祝）まで開催されています。21日（日）には、富士フィルムの辻下グラウンドでまつりイベントが開催されます。模擬店などもいくつが出店されるので、この日に桜を見に行くならぜひ立ち寄ってみたいもの。辻下グラウンドへは、土手から下りることができる場所が2カ所ありますが、階段と急坂のため、車いすの方は県道に面した入口から入ることになります。

会場内のグラウンドには無料駐車場が設けられるほか、仮設トイレは設置されるものの車いす対応トイレはないため、電車でアクセス途中の小田原駅でトイレをすませるか、または狩川近くにあるスーパー（小田原百貨店）を利用することができます。

インフォメーション

■南足柄市商工観光課

電話 0465-73-8031

■あしがら花紀行ホームページ

<http://ashigarahanakikou.com/>

◆ご意見・ご感想は kikaku@knsyk.jp までお寄せください。

子どもが社会で心豊かに育まれるために

これまで、子どもがのびのびと育つために必要な環境を、地域で展開されている子育て・子育て支援のさまざまな活動から考えてきました。

最終回の今回は、神奈川県立保健福祉大学教授の小林正稔さんに、本連載を通して、子どもが心豊かに成長するために必要な育ちの環境と、必要な視点についてご寄稿いただきました。



神奈川県立保健福祉大学
社会福祉学科教授
小林正稔さん

子どもが育つ「環境」とは

「環境」という言葉を聞くと、自然環境、地域環境、学校環境、家庭環境などを思い浮かべる方が多いと思いますが、「ひと」にとっても、最も大切な「環境」の捉え方は、「心理・行動的環境」です。「生活空間」とも言われる「ひと」が、自らの周囲の状況を、どのように「認知」しているかによって変わる「環境」を言います。場所や文

化も指しますが、その人を取りま

く他の人々との関係も含まれます。認知とは、「知覚」「認識」「理解」「判断」「推論」と言った知的過程を総称する用語で、日常生活の中にある全ての事象が含まれます。子どもが育つ環境とは、子ども自身が安心して、安全で安定しているというように、『認知』できる環境であると言うことができます。

子どもの「人権」とは

子どもの人権は大人と同じという意見が多いですが、本当にそうでしょうか。成熟し、自らの責任を自ら取ることができるようになった大人と、未熟で発達途上にあ

る子どもが同列に置かれるのは、不公平、差別のように感じます。子どもには大人と同じ人権を保障するのは当然のことながら、それに加えて『守られる権利』があります。守られるということは、子どもの成長過程において、安心、安全、安定の中で、適切な外からの刺激を受けながら、自らのペースで成長する権利を行使できることを指すと思います。

子どもを「育む」とは

子どもは、一人ひとりが何らかの『才能』を持っている存在であることは間違いありません。しかし、人の才能は、ただ見守っているだけでは発現しません。

安心、安全、安定の中で、成長過程を見極めながら、必要な時に必要な質と量の支援を提供していかなければ発達課題を達成できず、結果リスクを負ってしまうことは広く知られ、それを予防するため大人が「適切に」提供することを「育む」と言います。支援は早すぎても、遅すぎても、多すぎても、少なすぎてもいけません。子ども

も自身が調整する力を生まれながら持っているため、『おおむね』で大丈夫ということになります。

子どもは「晩期大成」

子育て関係の講演を依頼されますが、その時に「子どもは、全て、晩期大成」と話します。「這えば立て、立てば歩め、の親心」という言葉がありますが、親は子どもの成長を急がせ過ぎていないかと思うからです。

人の一生の中で、子育てをしている期間はどれくらいでしょうか。子ども一人を単位に考えると、全責任を持って「育める」期間は、どう長く見積もっても十五年程度です。それを過ぎると、大人びて、表現は悪いですが「かわいくない」と感じてしまうことがあります。それでも、成長した我が子と、そこまで育て上げた充実感で、新たな「かわいさ」を感じるものですが。無条件で心の底から「かわいい」と言える期間は、十年にも満たない期間しかありません。早く成長させてしまうと、それだけ楽しめる期間が短くなって

しまいます。子どもはじつくりゆっくり、きつと将来は「大きく成ってくれる」という感じで見守ることが大切だということです。

そう考えると、「子育ては大変」ではなく「楽しめる」ものになるのではないのでしょうか。余裕も生まれますし、慌てて子離れしなくても、子どもの親離れを邪魔しなければ良いのです。「育て上げて親の役目は終わった」と思うのは、真剣に子育てをしてこなかった人の言い訳にしか聞こえません。役割が終わってしまったと感じる喪失感、心理学的には大きなストレスサーで、「うつ」などの原因になることも良く知られています。

「生産性」ある行為 児童福祉は次世代に継続する

福祉は、お金を使うだけで生産性が無いということも良く言われていますが本当でしょうか。

私は、「児童福祉と教育は、この世界で最も生産性の高い仕事」であると考えています。

子どもが成長し、大人になることは、社会に出てさまざまな職業

に就き、子を産み、育てて行くことに直接つながります。この社会を発展させ、より向上させていくためには、子どもたちが健やかに育つことが必須条件です。そう考えれば、児童福祉も教育も、現在大人の人々にとって、豊かな老後を確保するために必要不可欠な要件にもなります。まして、少子化の時代、一人の子どもの成長も疎かにできないことと思います。

子どもを育むということは、次の時代に確かなものを継続する行為です。その意味からも、この社会で最も大切な「生産性」の高い「作業」と言うことができると思います。

「生まれて良かった」と思われる社会を作るために

今年度の連載で、取り上げられた団体等の活動をこれまで述べてきた視点で見ると、共通項は全ての住民活動や団体等が、大人としての「責任」を果たそうとしている事だと思えます。活動はそれぞれであり、対象年齢も事象も異なります。恐らく、みなさんが

止むに止まらない気持ちから、自分のできることから、能動的に活動をしているのだと感じました。子どもたちに必要なことは、「こんなにとくさん味方がいるのだ」ということを認知できることが大切です。

子どもたちのSOSを真摯に受け止め、聴き、少しでも支援ができないか真剣に考え、行動している人たちの存在が今必要です。まずこの連載を通じて、「子育てはこうあるべきだ」「家庭の養育能力向上が必要だ」「子どもは褒めて育てるべきだ」「子どもをもっと叱らなければだめだ」等、声だかに叫んでいるだけの大人ではなく、子どもたちのために歩み続けている人が、必要だということを、『感じ』ただけたらと思います。

『学ぶ』は「まねる」が語源となった言葉だという説があります。大人が率先して、能動的に模範を示さなくては、「教育」そのものが成り立ちません。いくら、子どもや乳幼児を抱えた親の「居場所」を作っても、そこに見守り、安心、安全、安定を守ろうとする大人がいなく

ては、不安を増幅させる空間にしかならないのは自明の理です。連載を通じて、「心豊か」ということは、暖かい眼差しと、納得できなくとも理解しようとする「社会的感受性」を身につけた「ひと」によって作り出されるものだということを、感じる事ができたら、次は『半歩踏み出すこと』だと思います。「何が出来るか」ということではなく、「何をしたいか」を考え、行動する方が一人でも増えることを祈念します。「家族」や「コミュニティ」がなぜ大切か？それが、子どもたちにとって最も身近な「生活空間」だからです。

子どもにとって安心、安全で安定した住みやすい「場」は、大人や高齢者にとっても住みやすい「場」となります。「生まれてよかった」と全ての子どもたちについてもらえるような社会を作る、それを大人たちの共通目標にできる日が来ることを願ひ、これまで連載された団体等の方々にエールを贈らせていただきます。これからも一緒に歩みましょう！

(こぼやし まさとし)

一人ひとりの「働く」を形に

障害のある方々が「働く」といったとき、一般企業等に雇用されることを目標にする人や、支援を受けながらも自分の働く場を誇りに感じ、仕事を頑張りたいと思う人もいます。そのような当事者の「願い」を中心に置いた本当の自立支援を深めていくことを理念に、県内六十九施設を会員とし、本会社会就労センター協議会は活動しています。平成十八年に施行された障害者自立支援法では、就労支援を重視した事業体系が作られてきました。現在は本法律は廃止の方向が出され、新たな制度づくりの協議が重ねられています。が、就労支援の考え方は引き続きしていくと思います。

本協議会の今年度の活動では、平成二十年施行の「地方自治法施行令の一部を改正する政令」において、自治体が随意契約できる範囲が物品の購入だけでなく、クリーニングや公園・建物の清掃、包装・組立、袋詰め、発送業務などの役務までに拡大したことを受

け、県内の各市町村に仕事の発注促進のためのポスターを持ち込み、積極的な働きかけを行いました。

また、多くの仕事を発注していただいた時に、一つの施設で抱えきれない場合に備え、県内施設が連携した分野毎の情報交換会を行っています（今年度は、①お菓子・食品、②印刷、③クリーニング、④清掃等の四分野）。お互いの技術やノウハウを共有して、レベルアップにもつながっているのではないかと考えています。

なお、市町村社協や老人ホームから清掃業務の発注、看板の印刷や贈答用クッキーの注文などもいただいております。

当事者一人ひとりの「働きたい」という「願い」を形にし、その人がその人らしい働き方で潤いのある生活を送ることができるよう、本協議会では、魅力ある仕事の開発・受注、そして就職先の開拓等の支援をしていきます。ぜひ、本協議会の各施設へ業務をご依頼ください。

（問合せ先 045-1311-1424）

（社会福祉施設・団体担当）

しせつの損害補償 プラン1。施設の業務中事故賠償補償 ②

●ホームページでも内容を紹介しています。
<http://www.fukushihoken.co.jp>



個人情報漏えい対応補償

この補償制度では、施設利用者の個人情報を漏えいし、施設（法人）が法律上の賠償責任を負った場合（おそれのある場合も含みます）の損害賠償金等を補償します。またこの補償は、社会福祉施設を運営する社会福祉法人のみを対象としています。

◆補償金額

	Aタイプ
第三者への損害賠償に関する補償 ○損害賠償金 ○訴訟費用	3,000万円
ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償（注1） ○クレーム対応費用 ○見舞品購入費用等	期間中 100万円
免責金額（自己負担額）	0円

◆年額保険料（掛金）

法人で運営している施設定員数	Aタイプ
～50名	27,000円
51名～100名	34,000円
101名～150名	41,000円
151名～200名	48,000円
以降1名～50名増ごとに	4,000円

補償内容

- 第三者への損害賠償
- 弁護士費用等の訴訟費用
- ブランド価値のき損を防止・縮減するための費用

*介護老人保険施設、有料老人ホームおよび病院は補償対象となりませんので定員数には入りません。
*訪問介護など利用者の自宅で行う居宅サービスなどの利用人数や施設の職員数は合算する必要はありません。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします

団体
契約者

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

取扱
代理店

株式会社 **福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約（個人情報取扱事業者保険）です。 <引受幹事保険会社> 株式会社 損害保険ジャパン

（注1）縮小してん補割合90%でお支払いします。

（SJ08-11764, 2009.02.25）

役員会の動き

◇理事会 2月17日(水) ①役員・評議員選任規程の一部を改正する規程(案) ②常勤役員の給与等に関する規程の一部を改正する規程(案) 並びに職員給与規程の一部を改正する規程(案) ③平成21年度県社協一般会計並びに特別会計補正予算(案)

シンポジウム「飛び立つために羽をやすめてIV」開催

「脱・子どもの貧困」子どもの自立に向けて」をテーマにシンポジウムを開催します。

◇日時 4月24日(土) 13時～16時

◇会場 小田原市民会館

◇内容 基調講演/パネルディスカッション「自立援助ホームがめざすもの」

◇定員 先着300名

◇参加費 無料

◇問合せ 子どもセンターてんぽ事務局

☎045-473-11959

みずら「チャリティーバザー」

DV被害者の自立支援を目指したチャリティーバザーを開催します。衣類、日用品、雑貨、企業からの新品商品もあります。

◇日時 5月16日(日) 11時～13時30分

◇会場 かながわ県民センター

◇その他 バザーの提供品(日用雑貨等)を募っています(5月10日(月)締切。事務所へ直接持ち込みまたは元払いでの送付)

◇問合せ かながわ女のスペースみずら

☎045-451-3776

本会の応援に感謝いたします

【賛助会員】本会事業の趣旨に賛同し、ご入会いただきました企業・団体等

- ▽(株)あんざい▽愛知工芸社▽有アレター▽(株)花月堂▽(株)神奈川機関紙印刷所▽(株)金港堂▽共和興業(株)▽銀鈴の詩▽クマリフト(株)横浜営業所▽クリエイティブカミヤ(株)▽京浜化工(株)▽京浜警備保障(株)▽小玉牛乳店▽(株)光洋▽(株)柴橋商会▽(株)シマソビ▽(株)ソーゴイイベント▽相鉄観光(株)▽第百ゼネラル(株)キャメロットジャパン▽大栄電子(株)▽東宝防災(株)▽(株)トシダ▽トップツアール(株)▽(株)トミヤ▽東京中央食品(株)▽(株)日本旅行横浜支店▽ニユートリー(株)▽(株)ねづらむ▽(株)柏苑社▽富士産業(株)▽(株)ホテル、ニューグランド▽(株)ポートサイド印刷▽(株)八雲堂洋光台店▽八木時雄税理士事務所▽(株)安江設計研究所▽(株)Yuki Print▽(株)有隣堂▽横浜総合印刷▽特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ想

- 【部会協力者】各種招待行事や寄託品等、本会施設部会事業にご協力をいただきました企業・団体等
- ▽諸磯ヨットオーナーズクラブ▽コカ・コーラセントラルジャパン(株)▽Jリーグ選手協会▽(株)三菱東京UFJ銀行CSR推進部▽(財)ポーラ美術振興財団▽(株)カレンズ▽(株)ユーピー▽横浜西ロータリークラブ▽横浜戸塚西ロータリークラブ▽(株)神奈川県民共済生活協同組合▽ジョンソン(株)▽(株)京急油壺マリンパーク▽(株)シヤクリ▽(株)フリエスポーツクラブ▽劇団四季▽オリックス(株)社会貢献基金▽(株)シユガールレイ▽(株)神奈川福祉事業協会▽横浜フオーティーズ野球倶楽部▽横浜市ソフトボール協会▽三菱商事(株)社会貢献チーム▽国際フー下製菓専門学校▽(株)キッズシティジャパン
- (いずれも順不動、敬称略)
- 寄附金品めぐりがとじられました**
- 【一般寄附金】▽脇隆志【交通遺児援護基金】▽横浜ビルシステム(株)【子ども福祉基金】▽学校法人岩崎学園【ともしび基金】▽隠れ里車屋▽宿河原浴場▽富士シティオ(株)
- (計、五一四、八七八円)
- 【寄附物品】▽神奈川県定年問題研究会▽(財)横浜市青少年育成協会▽横浜市立中和田小学校PTA 学年学級委員会▽横浜公共職業安定所▽神奈川県産業技術センター (敬称略)

印刷の事ならおまかせください

●パンフレット ●冊子 ●伝票 ●ポスター ●名刺 ●封筒 ●その他

お気軽にご相談ください!

株式会社 あんざい

横浜市港南区下永谷3-24-29
TEL 045-822-8497
FAX 045-824-1303
mail: anzai@p-anzai.jp

あなたの情報発信のお手伝い

..... デザイン・印刷・ホームページ制作

きかん印刷

株式会社 神奈川機関紙印刷所

〒238-0004 横浜市金沢区福浦 2-1-12
営業部 TEL045(785)1700(代) FAX045(784)8902
制作部 TEL045(785)1768 FAX045(780)1598
http://www.kki.co.jp/



人をつなぎ・人がつながる身近な相談場所

社会福祉法人常成福祉会とかわサポートセンター(秦野市)

地域で生活する障害のある方、その家族への継続的・包括的な支援は、事業者だけでなく近隣住民との関わりも大切です。

秦野市にある社会福祉法人常成福祉会は、身体障害のある方への支援の中核施設として取り組む中で、平成二十一年四月に、身近な地域で、本人やその家族に対して必要な支援を提供するため、「とかわサポートセンター」(以下、センター)を開設しました。障害のある方の日中活動を支援する「とかわの家」と、中核施設が運営する相談支援や在宅の介護、通院の付き添いなどを行う居宅介護サービスのサテライト機能を持たせて、地域と協力しながら活動しています。

困り感を丁寧につかむ

センター相談室の岡西博一さん

は、「障害のある子どもの放課後や長期休みに過ごすことのできる居場所が市内に少なく、家族も休む機会を得ることが難しい現状が



センターの概観。とかわの家の利用は、31名(本年3月現在)で、約8割が障害のある子ども。住民との交流は敷地の広場で行われた。

ありました。また、センターでは気軽に相談ができ、住民との交流もできるよう、家庭的な空間づくりに配慮しています」と話すように、敷地に扉はなくベンチも置かれ、立ち寄りやすさが窺えました。

小規模であることから、利用者や家族と丁寧に関わることで、生活上のさまざまな悩み事などをつかみ、センターから関係機関へとつなぐ橋渡し役を担っています。

障害理解を深める人のつながり

地域住民や関係者とのつながりを深めるため、運営委員会を設置し、地域との交流の機会を作り、理解を広めていることも特徴です。メンバーは、身体、知的、精神障害のある方や家族、自治会、民生委員が参加し、センターが地域に根付いていくための工夫を話し合います。平成二十一年度は、交流会を三回開催しました。

「利用者と近隣住民の接点づくりを意識し、少しでもその機会を持つことができればと思っています。時間はかかりますが、障害のある方、家族を含め支えが必要な方をサポートする関係を、住民とお互いに作る『地域の支援力』を育みたい」と抱負を語る岡西さん。障害の有無に関わらず身近で支え合う住民の関係づくりが、一つの拠点から広がっていきます。

(企画調整・情報提供担当)

— 社会福祉施設の設計監理 —

株式会社 安江設計研究所
YASUE & ASSOCIATES' Inc.

東京都港区高輪2-19-17-808
TEL 03(3449) 1771 / FAX 03(3449) 1772
URL: www.yasue-sekkei.co.jp
E-mail: yasue@yasue-sekkei.co.jp



高齢者福祉施設(平塚市)



新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・アスベスト調査等お気軽にご相談ください